

公の施設の指定管理者制度の導入状況および効果額について

1 経過

(1) 平成14年7月

総合規制改革会議の中間取りまとめで、「官製市場の見直し」方策の一つとして取り上げられる。

(2) 平成15年9月2日

平成15年6月の地方自治法（以下「法」という。）（244条の2、244条の4）の改正を経て平成15年9月2日から施行

(3) 平成15年9月～平成18年9月

自治体はこの3年間に、管理委託している公の施設を直営化するか、または指定管理者制度に移行するかを選択

(4) 指定管理者制度と管理委託制度の対比

項目	指定管理者制度	管理委託制度
法的性質	行政処分	委託契約
管理主体	民間事業者、NPO法人、その他の団体も可	普通地方公共団体の出資法人・公共団体・公共的団体のみ
選定手続	条例で定める	地方自治法に定める契約手続
施設の使用許可	できる	できない（市が行う）
管理の基準及び業務の範囲の規定方法	条例と協定で定める	契約で定める
議会の議決	必要	不要
事業報告	年度ごとに事業報告書を市に提出	年度ごとに業務完了報告書を提出
管理に不都合がある場合の措置	指定の取消し、管理業務の停止命令	債務不履行に基づく契約の解除など

2 田川市の取り組み

(1) 手続に関する条例及び規則等の制定等

ア 平成17年8月

「公の施設の指定管理者制度に関する指針」策定

イ 平成17年9月27日

田川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）公布

ウ 平成17年9月議会

たがわ情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

田川市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正

田川市市営住宅管理条例の一部改正について

田川市汚水処理施設条例及び田川市星美台汚水処理場条例の一部改正

田川市体育施設条例の一部改正

エ 17年10月7日

田川市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）設置規程（以下「規程」という。）制定

(2) 指定管理者の指定期間

年度 施設名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
たがわ情報センター			→	→	→	→		
田川総合福祉センター			→	指定期間は5年間。				
市営住宅及び汚水処理施設			→	→	→	→		
田川市体育施設			→	→	→	→		
田川市民プール		→	→	→	→	→		
文化センター及び文化ホール			→	→	→	→		

3 指定管理者制度導入に伴う効果額

(単位：千円)

施設 年度	たがわ 情報 センター	田川総合 福祉セン ター	市営住宅 及び汚水 処理施設	田川市 体育施設	田川市民 プール	文化セン ター・文化 ホール	計
平成18年度	9,183	9,929	45,165	5,309	—	—	69,586
平成19年度	9,183	7,767	39,687	563	1,463	8,191	66,854
平成20年度	9,183	8,314	26,271	563	1,131	8,301	53,763
平成21年度	9,183	6,406	24,305	4,548	▲165	8,301	52,578
平成22年度	9,183	6,279	19,105	6,278	▲165	13,289	53,969
計	45,915	38,695	154,533	17,261	2,264	38,082	296,750